

2025 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 貴田 晃司
コード番号 1418 東証スタンダード市場
問 合 せ 先 常務取締役 加藤 雅也
電話 03-3547-3227

自己株式の取得枠設定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年 7 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、下記の通り自己株式の取得枠を設定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

市場環境、財務状況などを総合的に勘案した機動的な資本政策を行うことで、資本効率向上及び株主還元の拡充を図るため、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	500,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.22%)
(3) 株式の取得価格の総額	2 億円 (上限)
(4) 取得期間	2025 年 8 月 1 日～2025 年 12 月 30 日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(参考) 2025 年 2 月 28 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 15,520,649 株
自己株式数 1,489,880 株

※上記の自己株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (772,600 株) を含んでおります。

以上